

安保法制違憲訴訟あいち NEWS

No. **9**
2020.8.17

安保法制違憲訴訟の会あいち 発行

3名の証人を申請、さらに証人尋問の実現を！

7月10日、コロナ禍により傍聴制限が行われる中、第8回口頭弁論が行われました。事前の傍聴制限の案内にもかかわらず、80名あまりの方に参加していただきました。今回は、弁護士も含めて出廷・傍聴できる人数が40人と限られ、せっかく足を運んでいただいた弁護士も原告・サポーターの皆さんにも裁判を受ける権利が制限をされたことを本当に残念に思います。このような状況の中でも駆けつけてくださった皆さんのこの裁判に対する熱い想いが裁判所には伝わったと思います。

抽選により傍聴できなかった方は桜華会館での、法廷の陳述を再現するという待機企画に参加していただきました。また、報告集会にもたくさんの方に参加していただきましたが、



写真：7月10日裁判前集会の様子



会場の人数制限のため参加できなかった方がいらっしやったことをお詫びいたします。

今回は、裁判官が代わったということで、松本弁護士による弁論の更新と、中谷弁護士が「平和的生存権は具体的な権利である」という主張を長年の裁判運動の積み重ねを踏まえ力説されました。また、青山弁護士からは、違憲立法審査権を行使して新安保法制法について「憲法判断することは裁判所の責務である」と主張されました。

原告の意見陳述では、長年教員として、また平和運動の活動家として活躍されてきた高橋信さんの迫真の陳述がありました。各陳述に対して、傍聴席から拍手が沸きましたが、裁判官は制止することはありませんでした。

コロナ禍で、次回裁判も傍聴制限が予想されます。原告・弁護団が何を主張し何を目標しているのかを皆さんと共有するために、次回も傍聴ができなかった方々のために待機企画を準備します。また、3名の証人尋問を実現するために引き続きハガキ運動を展開しています。今後も重ねて皆さまのご協力をお願いします。

今年、9月19日は、安保関連法が強行採決から5周年です。同封のチラシにあるように、実行委員会主催、愛知県弁護士会の後援による、集会・デモが予定されています。日米合同訓練の増加など、私たちの目に晒されることなく戦争準備の訓練は日々行われています。また、「敵基地攻撃論」などという明らかに憲法破壊の政策も進められようとしています。安保関連法の違憲を勝ち取ることがますます重要になっていると考えます。コロナ禍ではありますが、工夫をしながら皆さんと共に裁判を闘っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

今後、新型コロナの影響で裁判の予期せぬ変更があった場合、メールなどで連絡を差し上げます。ホームページなどもご参照ください。

ハガキ運動展開中！ 裁判官に思いを届けよう！！

証人尋問の実現を求める要請ハガキを、今回も同封しました。ぜひ裁判所へ送ってください。小西洋之さん・飯島滋明さん・布施祐仁さんの3名の証人尋問を実現させましょう！



9月18日(金)

第9回 口頭弁論

10:00 集合 名古屋地裁西側

11:00 開廷 名古屋地裁1号法廷

12:00 報告集会 能楽堂

第8回 口頭弁論

今後の裁判の展望



5月8日の弁論は新型コロナウイルス対策のため中止となり、7月10日に5ヶ月ぶりに第8回の弁論が、傍聴席も代理人の数も制限されての開催になりました。裁判長が交代(末吉→岩井)したため、更新弁論(これまでの裁判の内容を再現・確認する)を行いました。

松本がこれまでの訴状と準備書面の要約を述べ、中谷弁護士が各地のイラク訴訟判決を分析し、平和的生存権に関する判決の到達点を明らかにする準備書面17、青山弁護士が違憲判断を回避すべきでないことを明らかにする準備書面18の要旨を、

それぞれ陳述しました。さらに松本から被告に対して認否を迫る準備書面を説明し、裁判所に対して、釈明準備命令・争点整理、そして証人(布施祐仁証人、小西洋之証人、飯島滋明証人)の採用を決断するよう求めました。今後は、証人と原告の陳述書の作成を進め、裁判所に証人の採用の決断を求めていくこととなります。追加の準備書面としては、政府の安保法制制定後の自衛隊の運用、米軍との共同訓練状況など、改憲先取りの状況を明らかにする準備書面の提出を準備しています。今後の弁論期日の日程は第9回9月18日(金)11時、第10回12月4日(金)11時の予定です。全国の状況については、群馬地裁、東京地裁(女の会)、横浜地裁に続いて、長野地裁でも証人が採用され、8月28日に尋問が実施されることになりました。名古屋でも是非証人採用を勝ち取りましょう。

原告意見陳述に臨む

陳述、それは“記憶・責任・未来”

原告 高橋信さん



原告の陳述書全文が紙面に掲載されない(H.Pでアップ)状況で、“陳述した思いをわずか600字に収める”との「重い」課題をいただきました。「重い」とは、全文が読めないことから生じる一知半解や誤解を心配

するからです。

さて、私が陳述で強調したかったのは、次の3点です。1点目は、旧安保条約に調印したのは、吉田茂首相だけで、池田勇人ら他の5人は、条約の内容を知らされておらず調印の仕様がなかったという事実を通して、安保法制の前提となる安保条約がその成り立ちから屈辱的な対米従属であったということです。2点目は、1960年安保闘争の空前の盛り上がりの中、岸首相が、自衛隊の治安出動を赤

城防衛庁長官に要請したという事実です。幸いにして国家公安委員長と防衛庁長官の反対にあって辛うじて回避されたのですが、9条改憲とセットで、あるいはコロナ禍を利用して非常事態条項が浮き彫りにされてきているいま、自衛隊出動という恐るべき事態が「すんでの所で回避された」という恐るべき歴史的事実を法廷で明らかにすることでした。3点目は、柄多弁護士から薫陶をえた「陳述書のポイント」の「安保法制制定から受ける苦しみを具体的に記述すること」から思い当たった、私と生徒とのエピソードを紹介した『中日春秋』(2003年3月27日)の“教えるとは希望を語ること…”という詩人アラゴンの言葉が思い浮かぶ最後の授業だ。」との一節を裁判官に届けたかったことです。「よかった」「拍手がわいた」「先生冥利」云々の感想は耳にしましたが、上記3点について具体的に言及した感想は、わずか数人。陳述から今日でちょうど1ヶ月が経ちましたが、いまでもどれほど伝わったのか?ともやもやした気持です。

弁護団意見陳述の狙い



平和的生存権は具体的な権利である

中谷雄二弁護士(第17準備書面)

1 ただ、「平和的生存権は具体的な権利ではない」という機械的にコピーした敗訴判決への怒り

安保法制の違憲を争う訴訟も東京、札幌、大阪、高知など次々に敗訴判決が言い渡されている。これらの判決を読む度に、怒りが湧き上がる。いずれの判決もただ、平和的生存権は具体的な権利ではないといい、その論証は百里基地訴訟の最高裁判決だけである。しかし、湾岸戦争への戦費負担、掃海艇派遣、PKOへの自衛隊派遣、イラクへの自衛隊派遣の違憲性を法廷で争い続けてきた立場からすると、これらの判決を書いた裁判官は、過去の全国の市民と弁護士の闘いとその時々憲法の危機に誠実に立ち向かおうとしてきた裁判官達の悩みとその結果としての判決も全く知らないまま機械的に最高裁判決をコピーしているだけなのではないかと疑わざるをえない。薄っぺらなものである。しかも、これらの判決が引用する百里基地最高裁判決の該当部分は、まともに読めば平和的生存権の具体的な権利性を否定したのではなく、単に「平和」が私法上の効力の判断基準にならないとしか述べていない。彼らが依拠しているのは、最高裁調査官のこの判決の解説にすぎない。このような最高裁判決の解釈は、岡山地裁判決が明確に述べているところである。

2 憲法秩序維持の任務を果たさなければならない覚悟を裁判官に迫る

敢えて平和的生存権の具体的な権利性を認めるに

至らなかった市民平和訴訟の東京地裁判決、イラク訴訟の仙台地裁判決、京都訴訟の大阪高裁判決、地裁判決、甲府地裁判決を紹介したのは、平和的生存権の具体的な権利性を認めなかったこれらの判決も、憲法9条に違反する国の行為に直面して真剣に違憲の行為を糾そうと提訴した原告の苦痛とその行為の重みを正面から受け止め、単なる間接民主制下の少数者の不満にすぎないと切って捨てるものではなかったことを知らしめるためである。イラク訴訟では、名古屋高裁判決の陰に隠れた感のある名古屋地裁田近判決が、長沼訴訟以降、初めて平和的生存権が具体的な権利と認められる場合があること、憲法9条違反の行為によって具体的な精神的苦痛を被った際には、損害賠償請求を行う余地があることを認めていた。これらの全国の闘いの上に、疑う余地なく平和的生存権の具体的な権利性を認めた画期的な名古屋高裁判決があり、それを具体的な権利として例示した岡山地裁の判決がある。これらは全国の市民とそれに答えた弁護士が真剣に平和憲法を守ろうと闘い、裁判所がそれに答えた成果である。日本国憲法が司法に求めているのは、個々人の権利の救済と憲法秩序の維持である。安保法制によって、平和憲法と呼ばれる日本国憲法の中核的な秩序が脅かされている今日、この事件を担当する裁判官は、憲法秩序維持の任務を、憲法と法律によって与えられた自らの権限を良心にしたがって果たさなければならない。その覚悟を迫るために、更新弁論にあたり、準備書面17を起案した。起案にあたっては、小林武先生にお願いし、高裁判決後に書かれた論文をお送りいただき、それに全面的に依拠した。湾岸戦争以来無理なお願いにもいつも快く応じていただいた小林武先生に深く感謝するものです。

弁護団意見陳述の狙い



改めて裁判所に違憲審査を迫る

青山邦夫弁護士(第18準備書面)

準備書面(18)は、弁論更新のために作成したものです。私が作成を担当した準備書面(15)において、違憲立法審査権を行使して新安保法制法について憲法判断することは裁判所の責務であると主張しましたので、新しい裁判体に対しこの主張をあらためて述べたものです。ですから、基本的には、準備書面(15)で述べたことを繰り返しているわけですが、あらたに、新安保法制法違憲訴訟(国賠)に対する東京地裁判決を取り上げました。この判決を批判的に検討することによって、我々の主張の論旨を明確にしようと考えたからです。

名古屋訴訟に先行して提訴、審理されていた同種の訴訟において、いくつか一審判決がなされていますが、いずれも平和的生存権や人格権は国賠法上保護に値する権利ないし法益ではないとして「請求棄却」の判決がなされています。

これらの判決の誤りを正さなければ、勝訴あるいは憲法判断を引き出すことはできません。そのためには、第一に、平和的生存権の権利性を明らかにすることであり、この点については、準備書面(17)で中谷弁護士が詳細に論証しました。第二は、仮に平和的生存権等が認められないとしても、憲法判断を回避することは許されないことを論証することです。

東京地裁判決は、平和的生存権、人格権が、国賠法上保護に値する権利・法益でないから、違憲立

法審査を行えないかのように述べていますが、国賠法に基づき損害賠償を求めている訴訟には事件性、争訟性がありますから、裁判所が違憲審査をすることに障害はありません。原告が適法に新安保法制法の違憲性を主張しているのに、その主張について何らの応答をしないことは、憲法判断を回避しようとしているといわざるをえません。憲法判断の回避の準則というものがあるといわれますが、それは絶対的なものではなく、場合によってはこの準則によらずに憲法判断をすべきであるという有力な学説もあります。憲法判断を回避するのであれば、その回避の理由を明らかにすべきです。

本件訴訟について憲法判断を回避すべきか否かの検討に入れば、裁判所は憲法判断を避けて通ることができません。回避のルールによらずに、憲法判断に踏み切る場合として、違憲状態の程度、その及ぼす影響の範囲等を考慮すべきとされていますから、判断回避をするか否かの検討においても違憲審査を行わざるを得ません。新安保法制法が違憲の立法であることは明白ですから、当然憲法判断をすべきであるということになります。

裁判所から憲法判断を引き出そうとして、裁判官に「英断を」とか、「勇気を持て」というだけでは効果は期待できません。説得力ある論拠を示し、憲法判断をすることが裁判官の責務であることを明らかにすべきです。我々の主張がそのことを明らかにしたと考えています。



心に残った言葉

BREAK TIME

頭がクラクラするようなニュースが耳に入ってきては、トコロテン式に忘れさせられてしまうけれど、新宿駅前で集団的自衛権の行使容認への抗議で焼身自殺を図った人のことをずっと忘れないでいたいと思います。

内田るん『街場の親子論』

待機集会

先の第8回口頭弁論がコロナ禍の為延期され7月10日に第8回口頭弁論が行われましたが裁判所から傍聴人数の制限を受けやむなく抽選方式で振り分けました。いかにして入廷できなかった方に裁判の模様を伝えるのか考え、今回初めて「待機集会」と「報告集会」を企画しました。

何しろ初めての試みで、少し不安でしたが後からいい企画だったと思えました。

「待機集会」は法廷内と歩調を合わせるように、11時から開催されました、

集会に参加された弁護士の方は7名で弁護士の方から、この裁判についての想いを一人一人語っていただき日頃余り発言されない弁護士さんも含め意気込み、その姿勢を垣間見る事が出来き感激をしました。異口同音に「力を一つにして勝利するまで頑張

りましょう！」と。「待機集会」だから、「報告集会」とは又違った趣が出たのかな？と。



その後進行を青木有加弁護士に替っていただき、柄杓弁護士が原告陳述をされた高橋信さんの文章を読み上げ、その後、こちら側が主張する中谷、青山弁護士の法廷での内容を、平松、小林ゆき、小林幹寛弁護士がかなり詳しく丁寧に説明されました。中谷弁護士の内容は、他の裁判所での例を紹介して、「平和的生存権」が裁判の中でも確立されはじめています。又、青山弁護士の内容は、戦争法は裁判所が判断を避けることは許されない内容を持っていると説明されました。平松弁護士は、代わった二人の裁判官について「やる気のみえる裁判官」と評価されています。「待機集会」は12時過ぎまで続きましたが、裁判傍聴組が参集したので10分休憩を取り「報告集会」に続きました。

報告集会

裁判の傍聴を終えたものと待機企画に参加したものが合流し桜華会館で報告集会が開かれました。窓を開け換気された会場ではマスクをした参加者が静かにすわり、いつもより厳粛な充実した雰囲気がありました。

中谷雄二弁護士

イラクへの自衛隊派遣をめぐる裁判では、名古屋高裁において「平和的生存権は憲法上の法的権利」という判断を得た。甲府地裁、仙台地裁、大阪高裁、熊本地裁などの判決においても、平和を願う市民の心情に目を向けた判決文が書かれている。こうしたすべての判決を市民運動の成果として、裁判官には受け止めてもらいたい。

高橋信さん

60年安保の年、私は高3であったが、まさに目覚めたのである。60年を経て、保坂正康さんの本などを勉強し直した。自分の人生を振り返る良い機会でもあった。

西英子さん

高橋さんが陳述した60年安保の年、岸首相が自衛隊の治安出動を要



請し、赤城防衛庁長官がこれを拒否し「自衛隊初の治安維持出動」が回避されました。当時私は東京に駆けつける準備をしていました。

香港の若者の運動をみて、あの時自衛隊が出動していたらどうなっていたかと考えずにはいられません。

他の参加者

住民基本台帳が隊員募集のために自衛隊に渡されるということが起きています。こうしたことも一つ一つ抗議せねばなりません。

最後に内河恵一弁護士

今日の中谷弁護士の陳述を聞き、裁判官もいろいろ調べてみようという気になったのではないだろうか。そうしてもらわねばいけない。自民党が言っているからそうしますでは困る。国民の生活をみて、考え、悩みそして勉強する裁判官であってほしい。

そして、その勉強の成果がわかる判決文を書いてもらいたいものだ。

安保法制成立5年目と 安保法制違憲訴訟の意義

飯島 滋明(名古屋学院大学)



1 「地獄」の安倍自公政権

2020年9月19日は「安保法制」が自公政権により強行採決されてから5年目となる。『産経新聞』2020年3月28日付〔電子版〕は、「安保関連法施行4年 「戦争法」「徴兵制」の批判沈静化」と、「沈静化」を強調した。確かに2015年9月前後のような、安保法制反対の強硬世論は今は存在しない。その一因は、安倍自公政権の政治があまりにもひどすぎるからだ。「森友問題」「加計問題」「桜を見る会」「河井夫妻の逮捕」など、安倍首相には「政治と金」の疑惑が絶えずつきまとう。コロナ危機下でも、安倍自公政権は、政治家が罪を犯しても処罰されない状況を生じさせる「改正検察庁法案」をどさくさに紛れて強行採決しようとした。「アベノマスク」「Go Toキャンペーン」なども多くの批判を浴びている。丁寧な説明どころか安倍首相や菅官房長官は公文書を改ざんし、嘘をつきまくる。安倍首相は「悪夢のような民主党政権」というが、安倍自公政権はネットで「地獄」「緊急事態」と批判されている。

2 安保法制の危険性

以上のような、あまりに酷すぎる「地獄の政治」のため、安保法制への批判は鎮静化している。ただ、「議論の鎮静化」は「危険性の軽減」とイコールではない。むしろ安保法制の危険性は「秘かに」、しかし着々と進行している。2018年、安保法制に基づく「武器等防護」(自衛隊法95条の2)の訓練が16件、2019年は14件も実施された。米空母や米爆撃機の護衛訓練であれば、アメリカ軍への戦争協力以外の何物でもない。また、訓練

地域も拡大し、南シナ海やインド洋などでも軍事訓練が行われている。自衛隊の訓練も日本防衛のためでなく、海外での戦闘を想定した訓練に変容している(インド・太平洋での訓練等は飯島滋明・前田哲男・清末愛砂・寺井一弘編『自衛隊の変貌と平和憲法』(現代人文社、2019年)の前田哲男氏、半田滋氏の論文、自衛隊の訓練の変容は城下英一氏の論文を参照)。

3 安保法制違憲訴訟の意義

安保法制の危険性、たとえばアメリカの戦争でアメリカ兵の代わりに自衛隊員が戦争させられる危険性、日本が出撃基地となることから、日本自体への武力攻撃、原発や都市などへのテロの危険性を事前に封じるため、安保法制の廃止を求める営みは今後も大事である。その点、全国25の裁判所で戦われている「安保法制違憲訴訟」は重要な役割を果たす。私もいくつかの裁判所に関わっているので原告の陳述書を目にするが、教科書等で学んだ知識とは異なり、戦争で大変な体験をされた人々の陳述は「戦争の悲惨さ」を伝える点でも格段の重みをもつ。戦争の悲惨さを伝え、そして二度と政治家に戦争をさせないという意識を市民に広める点でも、全国の安保法制違憲訴訟は重要な役割を果たす。そして違憲判決が下されれば、「戦争できる国づくり」をすすめる安倍自公政権への歯止めになる。さらには裁判所の判決は「国家実行」と見做され、国際法の一部としての役割も果たすことから、「国際平和への貢献」ともなる。私たちの訴訟活動は日本及び世界平和への貢献となることを心に留め、今後も根気強く訴訟活動にとりくむことが求められる。

クローズアップ弁護団

どんな思いで参加していますか？



憲法が広く開花する 国家社会を目指して

柄多 貞介 弁護士

プロフィール

福井県福井市出身

1967年 裁判官任官 34年勤務し、

2001年 退官

2001年 公証人就任

2011年 弁護士登録

[趣味] 囲碁

私は、大学に入学した年がいわゆる60年安保闘争の時、東京で連日デモに参加し、革命的雰囲気とはこのようなものかと肌で感じた青春でした。司法試験合格後自分の性格は裁判官に向いていると考え任官しましたが、共に青年法律家協会（青法協）に入会し任官した仲間とともに裁判所を憲法感覚に溢れた組織に改革してやろうという野望を抱いていました。当時、青法協は、自民、右翼マスコミから赤の団体だという攻撃を受け、その会員であった宮本判事補が再任を拒否されることがあり、その抗議のための署名集めなどに奔走し、

名古屋地家裁の若手裁判官を組織して、最高裁の不当な支持をはねのけるための活動を展開し、かなりの成功を収めました。そんなことから左翼分子のレッテルを貼られたようで、その後は田舎の支部回りの転勤が多くなりました。私の憲法に対する共感の原点は、父が20歳、26歳、30歳の人生の最良の時期に三度にわたり召集され、筆舌につくし難い苦難を味わい、最後はシベリアに抑留されたことを含む、あの無謀な大戦にのめり込んでいった国家に対する怒りとその対極にある憲法の素晴らしさだといえます。

このたび、安保法制違憲訴訟弁護団に参加させていただき、同じ考え、感覚をもった素晴らしい弁護士と原告団の人たちと知り合え、やっと本当にやりたかったことに巡り会えたような気持ちでいます。

安保違憲 長崎 訴訟レポート

4万筆超えの署名が 人証採用を叶えた★

原告団が申請していた宮崎礼壹さん（元内閣法制局長官）、朝長万左男さん（長崎大学名誉教授）、前田哲男さん（軍事ジャーナリスト）、飯島滋明さん（名古屋学院大学教授）の4人の証人尋問と、被爆者や被爆2世ら14人の原告本人尋問について、裁判所は2/17の弁論で、朝長さん1人と約半数の原告に限って証拠調べを行う意向を示していました。

原告団はこれでは不十分として早速、残る3人の証人

尋問と、申請原告全員の本人尋問を求めて裁判所あての署名活動を全国展開、短期間で集めた賛同署名・約4万8000筆を裁判所に提出したところ、新任の裁判長は7/6（弁論）、残る3人の証人のうち前田哲男さんと、残る原告全員に対する証拠調べを行うことを決定したということです。原告団は署名活動の成果と評価しています。

（M.Hotta）



「裁判所が行うべきこと」を様々な根拠をもとに訴え、中谷弁護士は「すごい！」と思いました。青山弁護士の書面と合わせ、裁判官は腰を据えて考えてくれるんじゃないかなと期待します。

中谷弁護士のお話の様々な根拠に、感情が高ぶり、胸が熱くなりました。興奮しました！

高橋さん、ぜん息の持病がありながら、この新型コロナウイルスリスクのなか陳述をしてくださりありがとうございました。「歴史を知る教育」のお話、準備書面と良い相乗効果で裁判官の胸に響いたと思います。

サポーター 杉本泉さん

傍聴券をもらい傍聴できました。中谷弁護士、青山弁護士、高橋信原告の陳述を聞き大変感動しました。

被告への認否の催促は多分スルーされるかもしれませんが、裁判所はぜひとも違憲立法審査をやってもらいたいと思います。

原告 津田秀一さん

先行する「平和訴訟」を振り返る準備書面(17)には感慨深いものがあつた。

2008年の名古屋高裁判決の画期的判決に至る多くの裁判の判決を検討しなおせば、多くの市民・弁護士・裁判官の積み上げた努力の分厚さ、重みを見失えないはずである。

平和的生存権の具体的権利性を肯定した田近判決、さらに2009年の岡山判決、…つい記録から欠落しそうになるが、全国の多くの訴訟があり、そこに市民が結集して熱く闘ったことを私たち自身がしっかり踏まえ、次に手渡していかなければならないと改めて思った。

原告 近藤ゆり子さん

戦争に至る順序・段階・工程を現在の世界情勢や軍事環境、諸勢力の動向、また日本国内の政治情勢、自衛隊の編制・装備・訓練等の要因を勘案し、そこへ安保法制の効力がどのように作用し起動するのかシミュレーションを提出してはどうでしょうか。

イラク派兵時の空自による後方支援活動の結果として現地の人びとに甚大な被害をもたらしたことは間違いありません。その検証がいまだになされておらず、後方支援の加害の実態について社会に共通の認識がないために、イラク派兵後10年経ずして安保法をつくられてしまったのだと思います。

匿名



重要 原告陳述書提出のお願い

安保法制成立により、原告本人が受けた権利侵害と被害を原稿にまとめ右記メールアドレスへお送りください。弁護士からアドバイスを受けながら、陳述書に仕上げます。

第9次締め切り日：2020年9月25日（金）

会費とカンパのお願い

2020年会費の入金をお願いします。

みなさま、これから証人尋問などで費用が掛かります。一層のご支援をよろしくお願いいたします。

ゆうちょ銀行

振込先 加入者名：安保訴訟あいち

郵便振替口座：00850-2-217427

☆同封した振込用紙をご利用ください。

原告の募集は終了しましたが、

サポーターは継続して募集しております。

会 計 報 告

20年4月～7月

20年3月度繰越金	571,851 円
入金の部	523,000 円
原告年会費	387,000 円 (88 名分)
サポーター年会費	82,000 円 (32 名分)
参加費・カンパ	54,000 円
出金の部	596,065 円
事務印刷費	6,259 円
事業費	18,750 円
郵便通信費	70,616 円
弁護団経費	500,000 円
雑費	440 円
残高	498,786 円



安保法制違憲訴訟の会あいち

〒453-0014 名古屋市中村区則武1-10-6

側島第一ノリタケビル2階 名古屋法律事務所

080-4521-5252

<https://anpoiken-aichi.jimdofree.com/>

w.soshou.aichi@gmail.com

<https://www.facebook.com/anpoiken.aichi>